

年末の

令和6年

12月1日(日)～31日(火)

交通事故 防止運動

★ 運動の重点 ★

自転車等の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

反射材 光って気づいて 事故防止

飲酒運転の根絶

飲みません 今日私が ハンドルキーパー

★ スローガン ★



大阪府交通対策協議会

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくります。

＼携帯電話のご利用マナーにご協力をお願いします。／
大阪府交通対策協議会 YouTube チャンネル▶

大阪 交通対策 チャンネル

検索



例年12月は 交通事故が頻発!

しっかりとルールを守って交通事故を防止しましょう!

運動の重点



自転車等の交通ルール遵守の徹底 及びヘルメット着用の推進

◆自転車に乗るときは

- 万一の事故に備え、大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は「くるま」の仲間です。原則車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- 信号や一時停止を守り、運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。

◆特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転するときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。
- 車道の左側端に寄って通行し、右折時は必ず二段階右折をしましょう。
- 信号無視、一時不停止、運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り等は禁止です。絶対にやめましょう。



夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

◆歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい色の衣服やリフレクターウェアを着用し、反射材用品等を活用しましょう。
- 信号等の交通ルールを守り、道路を渡るときは横断歩道を利用しましょう。

◆運転者は

- ドライバーや自転車利用者は、早めにライトを点灯しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図(ハンドサイン)をし、歩行者優先を徹底しましょう。



飲酒運転の根絶

- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め、車両の飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。
- 車両を運転する可能性のある人に、お酒を提供してはいけません。
- お酒を飲んだ人に、車両を提供してはいけません。
- 飲酒運転の車両に、同乗してはいけません。

やめよう! 「ながらスマホ」 「飲酒運転」
自転車の

道路交法改正
～令和6年11月1日施行～
自転車の「ながらスマホの禁止」が道路交法に直接規定されて罰則が強化されたほか、自転車の酒気帯び運転やその補助行為(車両提供罪・車両同乗罪・酒類提供罪)に対して新たに罰則が設けられました。



日本赤十字社
大阪府赤十字
血液センター

12月は大阪府献血推進月間です!

冬季は献血のご協力が減少します。皆さまの積極的なご協力をお願いします。

大阪府赤十字血液センター
ホームページはコチラ! ➡

